

令和2年度 第1回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時：令和2年12月16日（水）午前9時45分～

場所：豊島区役所8階 レクチャールーム

【次第】

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 事務局紹介
- 4 教育長挨拶
- 5 委員長選出
- 6 議 事
 - (1) 教育に関する事務の点検・評価の実施について
 - (2) 令和元年度評価実施事業 取り組み状況報告
 - (3) 評価対象事業のヒアリング及び質疑応答
「教員の研修」
- 8 閉 会

【資料】

1. 教育に関する事務の点検・評価の実施について・・・・・・・・・・（資料1）
2. 令和元年度評価実施事業 取り組み状況報告・・・・・・・・・・（資料2）
3. 令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート「教員の研修」・・・・・・・・（資料3）
3. 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱・・・・・・・・・・（参考資料1）
4. 教育に関する事務の点検・評価実施要綱・・・・・・・・・・（参考資料2）

教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 根拠

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について毎年度点検及び評価する。

豊島区教育委員会が評価対象として指定した事務事業の執行と施策に関連する学校の取り組みの状況とを合わせて、施策の推進に有効に機能しているか点検・評価する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 委員会の設置目的

点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

3 評価方法及び評価の視点

豊島区教育委員会が指定する事業の効率性・有効性を点検・評価する。評価の視点は、以下のとおりとする。

- ① 施策を構成する各事業が効率的に執行されているか。
 - ・適正な経費で、最大の効果を上げることができたか
 - ・効率的な手法・手段となっていたか
 - ・計画に即して円滑に事業を執行できたか
- ② 事業構成は施策の目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。
 - ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
 - ・時代の要請に適應した事業内容となっていたか
 - ・対象とする範囲は適正であったか
- ③ 事業内容は施策に対し、有効に働いているか。
 - ・目標とする効果・成果をあげることができたか
 - ・児童生徒の教育上、真に有効な取り組みであったか
 - ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取り組みであったか

また、効率性・有効性の評価は以下の3段階とする。

(効率性の評価)

- A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない
- B 適正・・・実施手法は概ね適切である
- C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

- A 高い・・・区民・教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている
- B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている
- C 低い・・・区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

4 評価票及び評価の指標

評価にあたっては、別紙1事業分析シートを用いる。各事業の指標は、施策の目的に向けた進捗度や達成度を図り得るものを選定する。

5 令和元年度の委員会開催日程について

○ 委員会日程

| | 日 時 | 内 容 |
|-------|---------------------------------------|--|
| 第1回 | 令和2年12月16日 9:45~12:00 ※集合は9:30分 | (1) 昨年度実施した点検対象事業の評価後取組の報告 (2) 評価対象事業の説明、質疑、審議 評価対象事業：①教員の研修 |
| 第2回 | 令和2年12月23日 9:30~12:00 | (1) 評価対象事業の説明、質疑、審議 評価対象事業：②不登校対策事業の強化 ③外国人の就学対策 |
| 第3回 | 令和3年1月7日 9:30~12:00 | (1) 施設視察 南池袋小学校・スキップ南池袋 (2) 対象事業の説明、質疑、審議 評価対象事業：④学校施設環境改善整備補助金事業 評価対象事業：⑤子どもスキップ事業の実施 |
| 審議予備日 | 令和3年1月21日 9:30~12:00 | 点検対象の審議を終えていない場合に実施 |
| 第4回 | 令和3年1月28日 9:30~12:00 | (1) 評価結果報告 |

6 評価の流れ

- (1) 第1回～第3回で、評価対象事業(5事業)にかかる質疑・審議会を終える
ただし、第3回までに審議を終えることが出来なかった場合に、1月21日の審議予備日に審議する事を可とする。
- (2) 第1回～第3回の会議終了後、各委員に個々の事業についての評価を、別紙2評価票に記載頂き、事務局(庶務課)に提出頂く。(1月中旬メ)
- (3) 各委員から提出頂いた評価票を事務局でとりまとめ、各事業についての報告書を作成する。
- (4) 事務局が作成した評価票を各委員にメールで送付し、内容を確認、修正頂く。
※ 評価確定のため、各委員と事務局との協議が必要な場合は、別途評価にかかる協議の場を設定する。(オンライン会議での協議も視野に入れていきます。)
- (5) 第4回(1月28日)に委員長より、評価結果の報告を頂くとともに、各委員からご意見、講評を頂く。

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 事業名 | | 担当課 | |
|-----|--|-----|--|

| 1. 事業概要及び現状 | | | | | | | | | |
|-------------------------|------------------|--------|--------|----|----------|----------|---------|---------|---------|
| 事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕 | | | | | | | | | |
| 事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕 | | | | | | | | | |
| 事業の概要 〔事業の手法〕 | | | | | | | | | |
| 基礎データ 〔利用者等の情報〕 | | | | | | | | | |
| 豊島区教育ビジョン2019における位置付け | | | | | | | | | |
| 根拠法令 | | 事業開始年度 | | | | | | | |
| 取組状況 | 元年度に実施した具体的な取組内容 | | | | | | | | |
| | 活動指標 | 指標 | 目指す方向性 | 単位 | 29年度(実績) | 30年度(実績) | 元年度(計画) | 元年度(実績) | 2年度(計画) |
| | | ① | | | | | | | |
| | | ② | | | | | | | |
| | ③ | | | | | | | | |

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

| 達成状況 | 成果指標 | 指標 | 目指す方向性 | 単位 | 29年度 (実績) | 30年度 (実績) | 元年度 (計画) | 元年度 (実績) | 2年度 (計画) |
|------|------|----|--------|----|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| | | ① | | | | | | | |
| | | ② | | | | | | | |
| | | ③ | | | | | | | |

2. 事業費の推移

| 単位 (金額の項目:千円) | | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------------|---------|-------|------|-------|----|-------|---------------|
| | | 決算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 増減 (R1決算比) |
| 事業費 | A | | | | | | 0 |
| 財源内訳 | 国、都支出金 | | | | | | 0 |
| | 使用料・手数料 | | | | | | 0 |
| | 地方債・その他 | | | | | | 0 |
| | 一般財源 | C=A-B | 0 | 0 | — | 0 | 0 |

3. 課題及び今後の方向性

| | |
|---------------------|--|
| 課 題 | |
| 課題への対応策 及び今後の方向性 | |

【様式】 評価票

| | 評価 | 判断理由 |
|-----|----|------|
| 効率性 | | |
| 有効性 | | |

(効率性の評価)

- A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない
- B 適正・・・実施手法は概ね適切である
- C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

- A 高い・・・区民等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている
- B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている
- C 低い・・・区民等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

令和元年度評価実施事業 取り組み状況報告

内 容 令和元年度に実施した教育に関する事務の点検・評価における意見に対する現時点での取り組み状況について報告する。

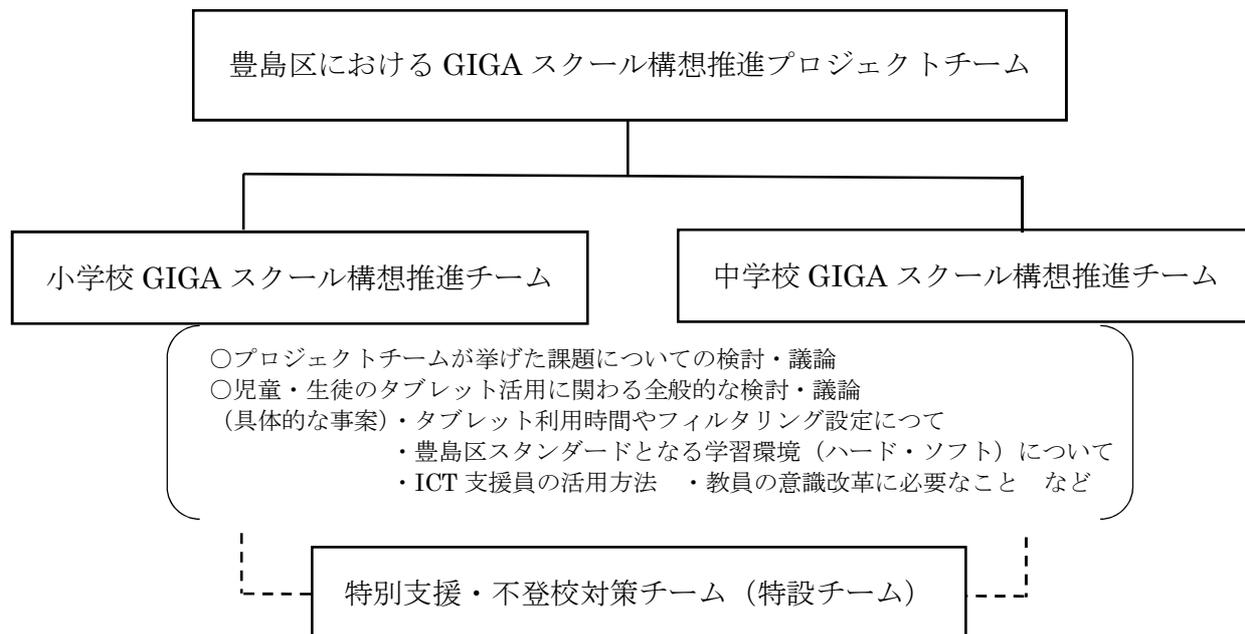
1. ICT 機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況
2. いじめの防止対策の推進
3. 小学校移動教室等実施／中学校移動教室等実施
4. 子どもスキップ・学童クラブ(放課後児童健全育成)事業 （第3回で報告）
5. 学校施設環境改善整備補助金事業

ICT 機器整備(学習及び校務支援システム)の推進と活用状況

| | |
|------|---|
| 意見 | <p>学習用タブレットパソコンについては 3 人に 1 台の整備が達成され、電子黒板等のICT機器も多く配備されている。優れた活用事例が多く実施されているとの説明もあった。教員全体が効率的にICT機器を活用できるようにするため、行政サイドと学校が連携しながら、工夫を凝らした学習活動を推進していただきたい。</p> <p>(2) また、グローバル化が一層進む中で、ICTやネット環境の整備は喫緊の課題であるとともに、財政負担の見通しも持たなくてはならない。そのために、長期的な展望に立って整備及び財政計画を立てて、質の高い「教育都市としま」を保持していくことが必要である。</p> <p>(3) 平成 29 年度の調査ではタブレットを活用した学習効果は高まっており、見学した巣鴨北中学校の教員や生徒の声からも立証されるとおり、ICT機器やネット環境の整備は児童・生徒の学習に大きく影響する。また、校務支援システムの導入後の平成 28 年度に実施したアンケートにより、教員の 1 日あたりの軽減時間が 45.2 分という数字が示され、負担の軽減とともに児童・生徒とのふれあいの時間が増加という活用効果が示されている。ICT環境の整備について、活用の状況とアンケートは示されたが、今後、整備状況や活用状況が妥当であるのか、更に児童・生徒の学習面の定着や学力向上の効果についての調査を期待する。</p> |
| 取組状況 | <p>(1) 令和元年度時点では、国の施策に沿って令和 5 年度までに学習用タブレットパソコンを一人 1 台配備する予定であった。しかし、令和 2 年の新型コロナウイルス流行に際し、パソコン配備に関する国の補助金前倒し対応もあり、学びを止めない観点から、豊島区では早急に一人 1 台タブレット体制をとることとした。その結果、令和 2 年 9 月末までに、全児童・生徒の手元に LTE 対応型のタブレットパソコン配付を完了した。このタブレットパソコンは、従前のサーバ型環境と異なり完全クラウド型の Chromebook(クロームブック)のため、使用する OS やソフトウェアが新たなものとなった。</p> <p>LTE 通信とクラウドを利用し、いつでもどこでも学べる反面、教員は新しい学習スタイルを構築する必要がある。そのため、教員は新たな授業開発を進めつつ、それと平行して教育委員会において「豊島における GIGA スクール構想推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、学習環境における課題整理等を進めているところである。</p> <p>(2) タブレットパソコンの配備は完了したものの、学習活動で必要とされる大型提示装置等の周辺機器については、新たな学習スタイルに沿った整備が必要である。昨年度に指摘のあったとおり、財政負担の見通しも持たなくてはならないため、令和 3 年度中を目途に、長期的な展望に立った整備及び財政計画を盛り込んだ学校教育に関わる情報化推進計画を策定する予定である。</p> <p>(3) 児童・生徒へのタブレットパソコン配付は完了したが、現時点で教員へのタブレットパソコンが配付できていない状況である。プロジェクトチームでは、児童・生徒と同じ機種を教員が活用することで教員の負担軽減につながるとの意見もあり、ハード面の整備を含め、ICT 機器の活用状況を把握しつつ、「全国学力・学習状況調査」や「豊島区における意識調査」等との相関関係を分析するなどして、ICT 機器の活用効果についての検証を進めていく。なお、令和 2 年度の豊島区における意識調査では、「電子黒板やタブレットを使った授業は楽しいか」の問いに対し、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」の肯定的な回答割合が小学 3 年で 90%、4 年で 87.7%、5 年で 88.9%、6 年で 87%、中学 1 年で 86.6%、2 年で 85.3%、3 年で 81.7%と高い水準となっており、ICT 機器による学習意欲の高まりへの効果が表れている。Chromebook の活用効果については、来年度の調査で効果を判定したい。</p> |

(参考資料)

GIGA スクール構想推進プロジェクトチーム体制図



【平成 31 年調査】問：電子黒板やタブレットを活用した授業は活用しない授業よりわかる。

| 選択肢 学年 | 1 とてもそう思う | 2 少しそう思う | 3 あまり そう思わない | 4 まったく そう思わない | その他 |
|-----------|--------------|-------------|--------------------|---------------------|-------|
| 小 6 | 4 1. 2% | 3 5. 4% | 1 7. 8% | 5. 1% | 0. 6% |
| 中 3 | 2 4. 5% | 4 5. 5% | 2 6. 8% | 3. 1% | 0. 1% |

出典：令和 31 年 4 月 豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査における意識調査

【令和 2 年調査】問：電子黒板やタブレットを使った授業は楽しいですか。

| 選択肢 学年 | 1 そう思う | 2 どちらかと言えば そう思う | 3 どちらかと言えば そう思わない | 4 そう思わない | その他 |
|-----------|-----------|-----------------------|-------------------------|-------------|-------|
| 小 3 | 6 1. 4% | 2 8. 6% | 5. 3% | 3. 5% | 1. 1% |
| 小 4 | 5 6. 5% | 3 1. 2% | 7. 1% | 4. 1% | 1. 0% |
| 小 5 | 5 8. 4% | 3 0. 5% | 6. 9% | 3. 1% | 1. 1% |
| 小 6 | 5 4. 4% | 3 2. 6% | 7. 9% | 3. 7% | 1. 4% |
| 中 1 | 4 9. 2% | 3 7. 4% | 8. 5% | 4. 3% | 0. 6% |
| 中 2 | 4 3. 7% | 4 1. 6% | 9. 3% | 3. 2% | 2. 1% |
| 中 3 | 4 2. 2% | 3 9. 5% | 1 0. 5% | 5. 6% | 2. 1% |

出典：令和 2 年 6 月 豊島区における意識調査

いじめの防止対策の推進

意見

- (1) いじめが発生する原因の一つとして「自己肯定感」「自己有用感」の不足があげられる。ここ数年の区の調査では小・中学校とも 80%前後の子供が「自己肯定感」「自己有用感」を感じており、とりわけ多感な中学生に関する数値が高いことは、心理検査の活用が効果的であったといえる。また、学校や家庭における指導の成果の表れとみることができる。いじめ防止対策の推進のために、教育委員会と区長部局が一丸となって取り組む姿勢は、各学校にも影響を与え、区全体のいじめ防止につながってくると考えられる。
- (2) 心理検査を実施し、各学校が児童・生徒相互の人間関係づくりに役立っていることは評価できるが、教育委員会の力強いリーダーシップの下で、各学校間の情報交換やいじめに対する様々な指導方法などを提示していくことが必要ではないかと思う。さらなる努力に期待する。
- (3) また、心理検査を小学校 3 年生から実施しているが、さらに低学年からの実施も視野に入れ、早い段階での課題の発見に役立てることも検討されたい。

1) ① 学校再開直後である、令和2年度6月に実施した心理検査において、「自分に良いところがあると思える『自信』に関する質問」への肯定的回答は、小学3年生から中学3年生まで、全国平均値を下回る結果であった。また、「周囲からの期待を感じる『他者からの評価』に関する質問」についても、同様の結果であった。結果の傾向について分析してみると、小学4年生から小学5年生にかけて、肯定的な回答が著しく低下することが明らかとなった。思春期の心の変化に応じて、自己を肯定し、有用感を高める指導を工夫する必要がある。

また、令和2～3年度の2年間にわたり、西巣鴨中学校ブロックの小学校と中学校が一体となり、区の研究開発指定校として、『自己指導能力の育成の研究』を進めている。今後、研究成果を区内に広く発信していく。

② 昨年、令和元年 11 月に改正された区のいじめ防止対策推進条例並びに基本方針に従い、いじめ事案の対応について、関係機関等との連携強化を図ったことにより、学校がいじめの早期解決に向けての対応に関係機関と連携するだけでなく、解決後の相談体制についても、一層の連携を進めている。いじめは他者からは見えにくい事案が多い。事案に多くの関係者がかかわり、連携し、一人一人の子供の心のケアを進めることで、いじめはもちろんのこと、虐待事案についても早期発見・早期対応につながっている。

臨時休業中は、特に虐待等が心配される要保護児童・生徒について学校から電話連絡、家庭訪問を行うとともに、東部子ども家庭支援センターや SSW、警察とも情報共有して安否確認を行う等の対応を行った。6月の学校再開時、各校では、児童生徒の心のケアを第一として、まずアンケートを実施し、その内容を基に教職員やスクールカウンセラーによる全員面談を全校体制で行った。さらに7月には、心理検査を実施しその結果も活用しながら、一人一人の子供への支援を継続している。面談で明らかになった心配な事案については、校内「心のケア委員会」で学校としての対応を検討し、東部子ども家庭支援センターや児童相談所、場合に応じて警察等と積極的に連携している。今後も関係機関との連携を密にして区全体で、いじめをはじめとする子供の危機的状況の未然防止・早期発見・早期対応にあっていく。

(2) ① 令和2年度、豊島区教育ビジョンの改訂に伴い、学校評価の内容を見直し教育ビジョンの方針にあった内容に変更した。豊島区立学校で、「教職員による自己評価」「保護者・地域の方によるアンケート」において取り上げるべき評価項目を共通にした。児童・生徒に対する意識調査等についても、心理検査から抽出した項目結果を「児童・生徒による学校評価アンケート」として活用することにした。今後、学校は、いじめに対する指導方法が学校の実態に即した内容であるかを学校評価も活用しながら、分析し工夫改善を進めていく。

② 生活指導主任会等において、各校の心理検査に基づいた優れた指導方法について情報交換するとともに、教育委員会として小中連携ブロックごとに提出を求めている「小中一貫教育連携プログラム実践報告書」においても、小中連携ブロックごとに登校しぶりや不登校、虐待事案に対して小中連携ブロックとしてどのように対応しているのかを情報交換し、記録しておくように指導している。報告書の内容は、区内全校で共有しており、心理検査のさらなる有効活用につなげ、各校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応への効果的な手立てとしていく。

(3) ① 小学校低学年においては、心理検査も含め、質問紙調査の内容を児童自身で理解して回答するこ

とが難しいことが多い。例えば、各校で年3回実施するいじめアンケートは、「自分自身がいじめにあっているかの有無」、「その状態」「周囲のいじめを見たことの有無」程度の内容であり、平易な言葉で質問数を少なくしている。また、グループ面談や相談会をアンケートに組み合わせて実施し、アンケートのいじめの有無の確認そのものよりも、書かれていることをきっかけに、相談することに力点を置き児童の思いを正確に聞き取る工夫を行っている。したがって、小学校低学年において、担任が学級支援員やスクールスキップサポーター等の支援員とチームを組み、日々の指導にあたる中で、一人一人の児童に対面による聞き取り等を行い、複数の指導者の目で、変化を見取った結果が、対応方法を考える上で有効であると受け止めている。現場の実態を見ながら、引き続き、小学校低学年における心理検査の実施方法や有効な心のケアについて検討していく。また、特別支援教育を受けている児童・生徒の心理検査の活用についても、同様の課題があり、合わせて検討していく。

- (4) いじめの対応に関しては、未然防止、早期発見に重点を置いて取り組んでいくことが大切である。しかし、その対応がかなわず、解決困難な問題へと発展してしまう場合がある。「いじめの問題等への対応について(第一次提言)」(平成25年2月 教育再生実行会議)では、困難な問題の解決に向けた弁護士等による支援体制の構築が提言されている。

本区も今年度より、スクールロイヤー制度を導入し、いじめ問題や生活指導に関する学校からの法律相談への対応等にスクールロイヤーを活用し、法的側面からいじめの未然防止及び早期対応、解決を図っていくこととした。年度当初から現在まで、いじめ問題も含めて問題解決に困難な事案は発生していないが、学校が保護者からの要望等に法律に則り対応すべきか、スクールロイヤーからの助言を受けることで、昨年までは長期化する傾向にあった学校問題が、短期間に収束する効果を上げている。今後もスクールロイヤーの活用による効果を検証しながら、学校問題解決システムの構築をさらに進めていく。

新学年おめでとうございます



こんにちは、スクールカウンセラーの _____ です。
新型コロナウイルス感染症（かんせんしょう）で落ち着かない中、前の学年が終わった気がしない人も少なくないかもしれませんね。だからこそ、みなさんの新しい学年を、私は力いっぱいお祝いしたいと思います。本当におめでとうございます。

みなさんの生活は今、大きく変わっていることと思います。中学校が休みなだけではなく、家族の人も生活が変わったり、「今まで通り」ではいられないことにそれぞれの想いがあるのではないかと思います。大人も含めて、初めて経験するこの状況で、手探りで考えながら今を過ごしています。そんな中で、みなさんが落ち着いて今を過ごせるようになるヒントを今日は紹介したいと思います。

心を安心してすごすための2つの「呼吸法」

(1) メディアリテラシーについて考える「情報の呼吸」

ネット上の情報が信用できるものかどうかを考える力のことを「メディアリテラシー」といいます。社会が不安な時は、不安な感情を高めるような話題や、必要以上に楽観視する話題が、TwitterやLINE、Instagramなどで回ってきます。

大人も情報に振り回されて、疲れてしまう人が増えています。気になるニュースがあれば、拡散する前に深呼吸して、「本当かな」と考えることを意識してみましょう。

また、心配だからといって情報を集めすぎると、どんどん不安になってしまいます。情報は最低限にして、心配が止まらなくなったら周りの人に相談してみましょう。

(2) 自分らしいペースを崩さない「自分の呼吸」

急に学校が休みになって生活リズムが崩れていませんか？生活リズムを一度崩すと、整えるまでに1ヶ月くらいかかるとも言われています。起きる時間、ご飯を食べる時間、入浴する時間、いつも以上に張り切ってしまうたり、いつもよりやる気がおきなかったりすることも起こりやすい時期です。人によってペースは違います。自分が息切れせず、だらけすぎず、自分のちょうどいいペースで過ごせているかを確認してみましょう。

生活リズムを崩さないことも、不安対策の大事な1つです。

隔離されたときにこうした反応が生じるのはとても自然なことです。心の健康を保つために私たちは以下のようなヒントを用いて自分自身を十分にいたわる必要があります

隔離されたときにこうした反応が生じるのはとても自然なことです。心の健康を保つために私たちは以下のようなヒントを用いて自分自身を十分にいたわる必要があります

自分自身をいたるヒント

自分自身をいたるヒント

自分自身の体調や仕事や将来について心配になります。



過去の出来事、起はのペースを戻すように心がけてみましょう。自分にできる限り、できる範囲で活動するように心がけましょう。達成できるゴールを設定し、それを実行することで、自分自身をコントロールの土俵に立てることができると感じることがあります。

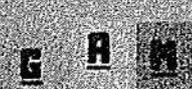
心配や不安のあまり受け止めきれない場合があります。自分の心と体の状態や今の気持ちに気づき、自分自身と対話する時間を大切にしましょう。



出来ることや場が轉らなくても、楽しくカラオケやダンスをする活動をするように心がけましょう。物忘れがひどい時、お風呂入りの水が冷たくなり、音楽を聴いたり、ストレッチやヨガやエクササイズをする運動なども行うのは良いでしょう。



心物であるように感じられるかもしれません。ゲームをしたり、映画やドラマやアニメやマンガやテレビ番組やYouTubeチャンネルを見たり、音楽を聴いたりするのを楽しんでみましょう。



家族や友人とつながり続けるように努めましょう。直接会うことはできなくても、SNSを使って連絡を取ったり、LINEやWhatsAppなどでビデオや音声通話をして話せるのも良いかもしれません。



楽しい気分にならなくても、ユーモアやセンスを持つとよい気分になれるかもしれません。



「一歩ずつ進めよう」という気持ちが、心の中にあるものであれば、少しずつ進めようとするだけでも、不安やイライラなどを和らげることがあります。



隔離されると、私たちに以下のような様々な感情や反応が生じることがあります

- 自身の体調や仕事や将来について心配になります。** (Illustration: person with magnifying glass)
- 起こりうる最悪な事態を考えると、思考が現実化したり、落ち着けが奪われたり、恐怖が強まったりします。** (Illustration: person with lightning bolt)
- 自由が制限されることで、怒りや不安を感じます。** (Illustration: person with heart)
- 自分自身の今までの行動が、もしかしたら潜在的な感染の原因となってしまうかもしれない、と自分も責めます。** (Illustration: person with hand)
- 周囲の人が感染していたらどうしようと心配になります。** (Illustration: person with star)
- 他の人との交流が制限されているために、孤独や寂しさを感じます。** (Illustration: person with speech bubble)
- イライラしたり腹を立てたりしやすくなります。** (Illustration: person with lightning bolt)

日本赤十字社ホームページ
「感染症流行期にこころの健康を保つために」
-隔離や自宅待機により行動が制限されている方々へ-

左に当てはまりそうな時は、無理せず周りの人に相談してみてください。

周りの人に相談しにくい時は、こちらでも相談ができます。

電話相談
0120-53-8288 (24時間、無料)

LINE相談
・LINEアプリの「公式アカウント」から「相談ほっとLINE@東京」を検索
・こころのほっとチャット (QRコードでともだち登録)



令和2年度 相談室開室日 火曜日10時-17時

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 5月 | 12日 | 19日 | 26日 |
| 6月 | 2日 | 9日 | 16日 |
| 7月 | 7日 | 14日 | 23日 |
| 8月 | なし | | |
| 9月 | 1日 | 8日 | 15日 |
| 10月 | 6日 | 13日 | 20日 |
| 11月 | 10日 | 17日 | 24日 |
| 12月 | 1日 | 8日 | 15日 |
| 1月 | 12日 | 19日 | 26日 |
| 2月 | 2日 | 9日 | 16日 |
| 3月 | 2日 | 9日 | 16日 |

※今後、日程の変更などの可能性もあります。

相談室は、保護者の方のご相談も歓迎です。ご予約は、相談日に直接お電話をいただくか、担任や伝えやすい先生に予約の希望をお伝えください

03-3987-7210 (相談室直通)
03-3987-6285 (学校代表番号)



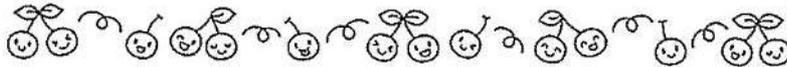
スクールカウンセラーだより

豊島区立朋有小学校長 稲垣昌弘
スクールカウンセラー

みなさん、こんにちは。朋有小学校のスクールカウンセラーの です。
いよいよ6月から学校が始まりましたね！みなさんはこれからまた学校でたくさんの
楽しみや学びを見つけていくことと思います。

スクールカウンセラーは、みなさんが学校で楽しく勉強をし、生活できるようにお
手伝いをします。なにか「こまったこと」があるときや、「きもちがもやもやしている」
ことがあるときには、気軽に声をかけてください。みなさんがすっきりした気持ちです
ごせる方法をいっしょに考えていきたいと思っています。

毎週金曜日に、職員室や1階のメモリアルルームにいます。ときどき、お勉強をし
ている様子を見に教室にも行きます。どうぞよろしくお願ひします。

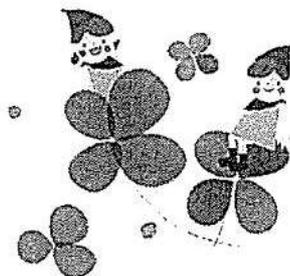


保護者の皆様、こんにちは。

本年度は休校から始まり、お子様たちは学校の再開を心待ちにしていたと思います。
保護者の皆様には休校中にお子様への対応をお願いすることが多く、大変ご苦勞をされ
たことと思います。ご協力ありがとうございました。

長期休み後は、学校生活のリズムに戸惑うお子様もいることと思います。ご家庭でも
ご様子をあたたかく見守って頂けると幸いです。

相談室では保護者の相談も承っております。しつけ、性格、学習面、親子関係、友人
関係など、お子様について、気になること、ご心配なことがありましたら、どのような
ことでもお気軽にご相談ください。



相談室のご案内



- ◆カウンセラーが来る日：金曜日（6/12、19、26、7/3、10、17、31）
 - ◆場所：1階のメモリアルルームです（月～木曜は日本語教室のお部屋ですが金曜日だけは相談のお部屋になります）。
 - ◆時間：午前9時30分～午後4時30分
 - ◆申込方法：事前に予約をお願いします。副校長先生、担任（連絡帳でも結構です）、養護教諭（荒川）を通して相談の予約をとってください。
- 【連絡先】 朋有小学校 03-3987-6275

やってみましょう！

～3つのよいこと日記（メモ）～

✿その日にあった、よいことを3つ、書きましょう。そして、どうしてそれがよかったのかをふりかえってみましょう。（ポジティブ心理学 セリグマン博士が提唱）

「よかったこと」とは、うれしかったこと、がんばったこと、うまくいったこと、誰かへの感謝、などが挙げられますが、どれも些細なことで大丈夫です。（例えば・ごはんがおいしかった・早起きできた・好きなマンガを読んだ、・信号待ちせずにスムーズに進めた・おいしいお菓子をもらった・あじさいがきれいだった・子どもが元気に過ごせた、等など）、ささやかな身近なところから見つけてみましょう（*^_*）。スマホに記録してもいいと思います。

私たちは、どうしてもできなかったこと、ダメだったことなど悪いことに注目しがちです。「3つのよいこと」は、その日のできごとから「よいこと」を積極的に見つけていくことになります。最初は「3つもいいことなんてなかったよ」と思うかもしれませんが、「小さなよいこと」は必ず見つかるはず。まずは、自分の身近にある、小さな「よいこと」に目を向けてみてください。

「できごとのマイナス面に注目してしまうことで、マイナスの思考が起こる」（認知療法創始者 アーロン・ベックの理論）といわれています。私たちが、できごとをどう見るかで、思考も自然に変わっていきます。見方を変えてみると、これまで悪いできごとだと思っていたことも、プラスの思考でとらえやすくなるのです。是非一度続けてみてください。

✿子どもに毎日3つのことをほめてあげる、ということもよいと思います。

評価ではなく、当たり前のことでも認めてあげる言葉がけが大切です。



小学校移動教室等実施／中学校移動教室等実施

| | |
|------|---|
| 意見 | <p>(1) 児童・生徒の発達段階に即して、移動教室が考えられ実施されている。また、交通費全額、宿泊費半額を公費負担として支出し、都会から離れ自然豊かな場所で児童・生徒の心の豊かさを育てている事業は、今後も推進して行くことが望まれる。</p> <p>(2) 公営宿泊施設の減少などの社会的背景から、宿泊先やバスの確保などの難しさもありながら、学年に沿った学習内容を実施し、効率的に実施している。今回報告はなかったが、食事に対する子供の満足度をより増やせるよう栄養士会等の意見も聴取しながらさらなる充実したプログラムになることを期待する。</p> <p>(3) この事業の指標である移動教室の児童・生徒の参加率であるが、過去 3 年間の調査を見ると、概ね 95%を超える高い達成率を示している。このことは、移動教室に対しての保護者や児童・生徒の満足度を示しているとも言える。教室では学べない農家の方とのふれあいや農業体験など体験や心の教育を重視している。移動教室で育まれた心の部分での効果や影響は、数値化しにくく、すぐに結果の出ない部分もあるが、今後参加した児童生徒や保護者の満足度などの調査を期待する。</p> |
| 取組状況 | <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されていた小学校4年生から中学校2年生までの移動教室をすべて中止とした。その中で、小学校課程卒業前の小学校6年生については、緊急時の医療体制も確保でき、保護者のお迎えにも対応が可能な都内での、日帰りの代替行事を実施した。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間: 10月1日～11月16日 ・場所: 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」 ※2018年江東区にオープンした体験型英語学習施設 ・内容: 児童8名につき1名のイングリッシュスピーカーがサポートし、様々なプログラムを体験。 会話は全て英語で行う。日常生活を疑似体験できるエリア、実践的な体験を英語で挑戦する エリアからプログラムを1つずつ選択し、体験した。 ・公費負担: 交通費、体験プログラム参加費、衛生用品代等 ・参加人数: 1, 375名 ・参加率: 97. 1% |

学校施設環境改善整備補助金

意見

(1) 学校施設環境改善交付金を最大限に活用しながら、改修・改築を進めている。防災拠点としての機能面では、避難住民が活用しやすい位置、広さ、居住環境など、学校業務を妨害しない構造となっている。学習施設としての機能については、新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」を実現できる施設・設備となっている。また、地域住民などの外部講師を活用しての学習環境が整っていて「社会に開かれた教育課程」の具現化が十分可能な施設となっている。他の学校施設に同じ環境を求めるのは現段階では難しいが、本校を見本として内部の改修を行うことは可能といえよう。そういった意味で当補助金は効率性が大いにありと判断する。また、予算と決算額の落差は、工事の進行に応じた支払いであり、天候や気候により、進行に影響があったことは理解できる。

スピードを保ちながら学校施設の計画的・効率的な改修に努めるとともに、建物のライフサイクルを伸ばす工夫も今後の課題となる。

(2) 今まで手掛けてきた改修から様々なことを学び、学校施設環境が日々向上している。特に、新校舎の建設に当たっては、学校・保護者・地域の方々の意見を最大限に取り入れるとともに、施設課の専門性も生かしながら、児童・生徒に喜ばれる校舎を建てている。

校舎のどこからもアクセスのしやすい、図書館機能を発展させた学習情報センターを中心に置いた設計や、アクティブスペース、ほほえみホール等、クラスだけではない学年などの単位や集団、または生徒の自由な活動が保障される空間など、教育環境と生徒の生活環境の向上が期待される。

(3) ポケットパークを外門入口に設け、地域住民が行事等で利用できるようにしており、避難場所となる体育館や調理室が1階に配置され、マンホールトイレ、かまどベンチなどの設置により防災拠点としての機能が十分に図られている。学習施設としての有効性に関しては、それを活用する人間、特に学校職員の資質・能力に負うところが大きい。今後は指導課を中心とした教員研修や校内研究など教員の資質向上に向けた取り組みを計画的に行い、毎年その有効性を点検することで、本事業の有効性は担保されるものと考えている。

- (1) 改築校のみならず、既存校の環境改善のため、防災機能強化や教育環境の質的整備といった補助メニューを最大限活用しながら、引き続き学校施設の計画的・効率的な改修に努めていく。
- (2) 学校改築にあたっては、学校・保護者・地域の方々で構成される「建替えを考える会」を組織し、その意見を最大限に取り入れることで、児童・生徒をはじめ地域全体で喜ばれる校舎を建設しており、池袋第一小学校や千川中学校でも同様のプロセスを経て改築計画を進めている。
- その後の改築校についても、引き続き多様な主体の意見を取り入れる仕組みを継続するとともに、これまでの改築校で得たノウハウを生かし、さらに使いやすく、様々な教育活動が可能となる校舎を建設していく。
- (3) ① 改築された校舎を活用し、地域防災についての学習を進めることは、セーフコミュニティ・セーフスクールの取組を推進する上で有効な手立てであると考えている
- 現在、池袋本町小学校・池袋中学校の校舎一体型小中連携校においては、両校ともにセーフスクールの国際認証を受け、新しい校舎の機能を活用し、「安全安心」な学校づくりに日々取り組んでいる。取組の中では、防災機能を高めた学校施設を活用して、地域住民と協力した避難訓練、給水訓練等を実施する等、地域とのつながりを子供たちが体験から学ぶ機会を多く設定されている。こうした認証校の取組は、区教育委員会主催の教員研修を通して、区内全校に情報発信している。
- ② 学習情報センターを活用した主体的な学びを目指す指導や一人一人の子供たちへの丁寧な指導を目指す特別支援教育についても、新しい校舎が果たす役割は大きい。特に、南池袋小学校や目白小学校、巣鴨北中学校におけるオープンスペースを活用した教科指導では、子供たちが一人一台のタブレットを駆使しながら、自由な発想を基に調べ学習を進めることが可能となっており、学習施設環境改善が従来の一斉教授型の学習からの脱却を後押ししている側面もある。
- 今後も、整備改善された学習施設を活用した教育を充実させ、教育研修を通じて区内全校で情報を共有し、学校施設環境改善の有効性を担保していく。

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

| | | | |
|-----|------|-----|-----|
| 事業名 | 教員研修 | 担当課 | 指導課 |
|-----|------|-----|-----|

1. 事業概要及び現状

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---|--------|--------|------------------|----------|---------|---------|---------|
| 事業の目的 【どのような状態にしたいか】 | 教職員には、子供たち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質の向上に努めることが求められている。このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組む。 | | | | | | | | |
| 事業の対象 【対象となるヒト・モノ】 | 区立幼稚園、小・中学校の教員 | | | | | | | | |
| 事業の概要 【事業の手法】 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修体系及び実施方法の策定 ・研修内容の焦点化及び精選 ・教員の授業力向上 ・研究開発指定校における研究の推進と研究内容の還元 ・指導主事等による学校・園訪問の拡充 | | | | | | | | |
| 基礎データ 【利用者等の情報】 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数及び学級数(令和元年5月現在)、教員数(平成31年4月現在) 幼稚園 幼児数 121人 学級数 6学級 教員数 9人 小学校 児童数 8,620人 学級数 314学級 教員数 501人 中学校 生徒数 2,498人 学級数 79学級 教員数 176人 | | | | | | | | |
| 豊島区教育ビジョン2019における位置付け | | 基本方針6. 教師力の向上と魅力ある学校づくり | | | 基本施策1. 学校経営改革の充実 | | | | |
| 根拠法令 | 教育基本法 第9条 教育公務員特例法 第21～25条 | | | 事業開始年度 | | | | | |
| 取組状況 | 元年度に実施した具体的な取組内容 | <p>教育公務員特例法の一部改正及び「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定を受け、区が実施する研修体系及び研修内容について大幅な見直しを図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理職研修・職層研修・年次研修(法定研修)・教育課題研修・選択研修の研修体系を再構成 ⇒【豊島区研修案内】に研修体系を明記 2 区の喫緊の教育課題に対応した研修を、新規に構築 ⇒【豊島区教育ビジョン2019】に改編したことを反映させ、喫緊の教育課題を毎年見直しして設定 3 学校リーダー育成研修を見直し、主任教諭対象の研修内容を改善 ⇒ 管理職候補者を計画的に育成する仕組みを構築 4 国や都の研修と区の研修との関連付けし、区の研修の内容と講座数を精選 ⇒ 平成30年度から令和元年度に、約10%の講座数を削減 5 4年次の若手教員を対象にした区独自の研修を継続実施 ⇒ 「教員は絶えず研究と研修に励む」ことへの実現 6 区の研修指定校における研究テーマを、当該校の教育課題から区の教育課題へ転換 ⇒ 教科の研究にとどまらず、教育課程や学習方法に関する研究を推進 7 off-JT(通所研修)とOJTの橋渡しを目的に、指導主事による学校訪問を拡充 ⇒ 受講記録の改編 ⇒ 指導主事の訪問により、学校における研究・研修の活性化を支援 | | | | | | | |
| | 活動指標 | 指標 | 目指す方向性 | 単位 | 29年度(実績) | 30年度(実績) | 元年度(計画) | 元年度(実績) | 2年度(計画) |
| | ① 喫緊の教育課題に関する研修講座 | 増加させる | 回 | 8 | 14 | 15 | 15 | 18 | |
| | ② 関係諸機関等(他課、都等)と連携した研修講座 | 増加させる | 回 | 11 | 12 | 10 | 10 | 31 | |
| | ③ 研究推進校・研究奨励校(令和元年度まで)研究開発指定校(令和2年度より)における研究推進 | 減少させる | 校 | 15 | 13 | 14 | 14 | 9 | |

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

| 達成状況 | 成果指標 | 指標 | 目指す方向性 | 単位 | 29年度 (実績) | 30年度 (実績) | 元年度 (計画) | 元年度 (実績) | 2年度 (計画) |
|------|------|-------------------------------------|-----------|--------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| | | ① | 通所による研修講座 | ↘減少させる | 回 | 129 | 128 | 124 | 116 |
| | ② | ① 児童が分かりやすい授業 (小学校6年生を対象とした意識調査) | ↗増加させる | % | 56.1 | 55.3 | / | 52.6 | 61.9 |
| | ② | ② 生徒が分かりやすい授業 (中学校3年生を対象とした意識調査) | ↗増加させる | % | 25.4 | 30.9 | / | 33.0 | 40.7 |
| | ③ | 指導主事による学校訪問(off-JTとOJTの橋渡し) | ↗増加させる | 回 | / | / | 680 | 779 | 780 |

2. 事業費の推移

| 単位 (金額の項目:千円) | | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | ○区独自の学力に関する調査 (豊島区基礎的・基本的な内容 の定着に関する調査)の実施費用 |
|------------------|---------|-------|-------|-------|--------|-------|---------------|--|
| | | 決算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 増減 (R1決算比) | |
| 事業費 | | A | 9,357 | 9,749 | 10,488 | 9,862 | 11,611 | 1,749 |
| 財源内訳 | 国、都支出金 | | | | | | | 0 |
| | 使用料・手数料 | B | | | | | | 0 |
| | 地方債・その他 | | | | | | | 0 |
| | 一般財源 | C=A-B | 9,357 | 9,749 | — | 9,862 | 11,611 | 1,749 |

●小学校3年生 国語・算数+意識調査
●小学校4年生 国語・算数・理科+意識調査
●小学校5年生～中学1年生 国語・算数・理科・社会+意識調査
●中学校2・3年生 国語・数学・理科・社会・英語+意識調査

3. 課題及び今後の方向性

| | | |
|---|---------------------|---|
| 4 | 課 題 | <p>○受講者の研修への意識を高めるために、研修案内や受講記録等を工夫改善し、研修の開催前に、研修のねらいや内容等を明確に伝える必要がある。</p> <p>○学校における研修成果の活用状況とOJTとの関係性を把握し、次年度以降の研修を構築する際に、反映していく必要がある。</p> <p>○off-JT(通所研修)とOJTの連携を円滑に行うために、管理職に、「研修による人材育成について」、理解を深めさせていく必要がある。</p> |
| | 課題への対応策 及び今後の方向性 | <p>令和2年度の実践も踏まえ、今後も学校と教育委員会が一体となって人材育成する体制を一層、強化していく。</p> <p>○オンラインによる研修の比率を全講座数の30%程度に高める。</p> <p>○教員の専門性(特別支援教育・不登校対策等)をより高める内容を検討する。</p> <p>○管理職を育成する視点から、区内の管理職を研修講師に積極的に登用し、管理職の人材育成力を向上させる。</p> |

令和2年度 教育に関する事務の点検・評価 「教員の研修（研修体系及び研修内容の改善）」について

国や都が実施する各種研修及び区が実施する研修と、各学校・園で実施する校・園内研修との関連を図り、より実効性の高い、教員の人材育成を行う。

「教員の研修」の法的根拠

- ◆ 教育基本法 第9条（研修）
 - ◇ 教員は絶えず研究と修養に励む
 - ◆ 教育公務員特例法 第21条
 - ◇ 教員は絶えず研究と修養に努める
 - ◆ 教育公務員特例法 第23条～25条
 - ◇ 初任者研修の実施
 - ◇ 中堅教諭等資質向上研修の実施
 - ◇ 指導改善研修の実施
- 〔東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（平成29年7月）〕

東京都教育委員会において、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じたその資質の向上を図るための必要な指標と、指標に基づく教員研修計画が定められた。

教員の指導力の育成

■ 豊島区の小・中学校における若手教員の人数の推移

| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 計 | 全教員数比 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| H30 | 35 | 36 | 32 | 33 | 136 | 21.2% |
| R1 | 38 | 28 | 31 | 23 | 120 | 19.5% |
| R2 | 42 | 34 | 26 | 26 | 128 | 18.7% |

- 各学校においては、若手教員の育成は必須
- 学校と教育委員会の連携を強化しながら、一体となって育成する体制が必要

受講者自らが、off-JT（通所研修）を活用する工夫

■ 受講記録の改善

「研修を通して学んだこと」
「研修で学んだことをいつ、どの場面で、どのように生かすか」を受講者は記録する。

令和2年度 第 〇 回 研修 受講記録

| 所属校(園) | 職 名 | 名 前 |
|--------|-----|-----|
| | | |

◎研修日 令和2年 月 日()

◎研修時間

◎研修タイトル

◎講師

◎研修を通して学んだこと

◎研修で学んだことをどのよう生かすか(いつ、どの場面で、どのように)

| 確認印 | 校長 | 副校長 |
|-----|----|-----|
| | | |

◎ 受講後、管理職に研修で学んだことを本校でどう生かすか迅速に報告する。
※ 研修は、受講後1週間以内、「学び」を文書として指導員に提出する。(研修は学校指導)

- 研修の成果を受講者が、所属校でどのように活用しようとしているかを把握
- 記録内容から研修内容等の効果を分析

豊島区教育ビジョン 2019—豊島区教育振興基本計画(第Ⅱ期)—

- 基本方針6 教師力の向上と魅力ある学校づくり
 - 基本施策1 学校経営改革の推進
 - 施策(1) 教員の資質・能力の向上
- 教職員には、子供たち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質の向上に努めることが求められている。このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組む。

【豊島区教育ビジョン2019と区の教員研修との関連】

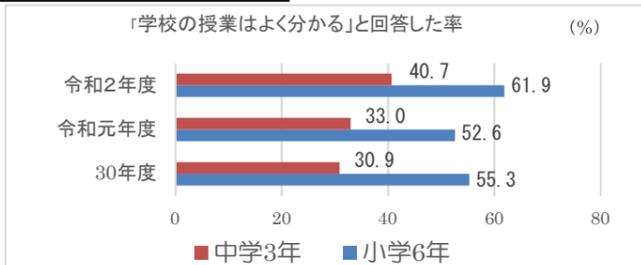
| ビジョンの基本方針 | 豊島区の教員研修講座の内容 | 講座数 |
|-----------------------------------|-----------------|-----|
| 1 就学前教育の充実 | 幼児教育研修 | 1 |
| 2 確かな学力の 【計47講座】 | プログラミング教育研修 | 1 |
| | 学習情報センター活用研修 | 1 |
| | 少人数担当者連絡会 | 1 |
| | 理科実技研修 | 1 |
| | 社会科授業力向上研修 | 2 |
| | 外国語科・外国語活動研修 | 5 |
| | キャリア教育研修 | 2 |
| 3 豊かな心の育成 【計43講座】 | 法定研修(若手教員・中堅教員) | 34 |
| | 能代市との教育連携 | 1 |
| | 生活指導主任研修 | 5 |
| | 道徳教育研修 | 2 |
| | 人権教育研修 | 2 |
| | 法定研修(若手教員・中堅教員) | 34 |
| | 保健主任研修 | 3 |
| 4 健やかな体の育成 【計6講座】 | 体育実技指導研修 | 3 |
| | 人権教育研修 | 2 |
| | 教育相談研修 | 2 |
| | 特別支援教育研修 | 3 |
| | 特別支援スキルアップ研修 | 1 |
| | 日本語指導担当者連絡会 | 1 |
| 5 一人一人を大切にす る教育の推進 【計11講座】 | SDGsの取組 | 2 |
| | 特別支援教育研修 | 3 |
| | 特別支援スキルアップ研修 | 1 |
| | 日本語指導担当者連絡会 | 1 |
| | SDGsの取組 | 2 |
| | 特別支援教育研修 | 3 |
| | 特別支援スキルアップ研修 | 1 |
| | 日本語指導担当者連絡会 | 1 |
| | SDGsの取組 | 2 |
| | 特別支援教育研修 | 3 |
| 特別支援スキルアップ研修 | 1 | |
| 6 教師力の向上と魅力 ある学校づくり 【計69講座】 | 校園長研修 | 3 |
| | 副校長研修 | 3 |
| | 主幹教諭研修 | 1 |
| | 主任教諭研修 | 8 |
| | 教務主任研修 | 5 |
| | 研究主任研修 | 3 |
| | 学校リーダー育成研修 | 8 |
| | 法定研修(若手教員・中堅教員) | 34 |
| | 研究開発指定校の取組 | 4 |
| | 「としまの教育」研修 | 1 |
| 豊島区文化事業連絡会 | 1 | |
| 7 家庭と地域の教育力の 向上 【計36講座】 | 法定研修(若手教員・中堅教員) | 34 |
| | 法定研修(若手教員・中堅教員) | 34 |

* 〇 は、区の喫緊の教育課題に関する研修内容 18講座
* 外部の講師による研修 31講座

児童・生徒が「分かりやすい」授業の実現

■ 意識調査の推移

- 「学校の授業はよく分かりますか」を区学力調査時に質問
- 学力調査の結果と意識調査をクロス分析し授業改善に活用



令和元年度・2年度の取組の重点

■ 教育公務員特例法の一部改正及び「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定を受け、区が実施する研修体系の大幅な見直しを図った。

- 1 管理職研修・職層研修・年次研修(法定研修)・教育課題研修・選択研修の研修体系を再構成
- 2 区の喫緊の教育課題に対応した研修を、新規に構築
- 3 学校リーダー育成研修を見直し、主任教諭対象の研修内容を改善
- 4 国や都の研修と区の研修との関連付けし、区の研修の内容と講座数を精選(令和元年度に、約10%の講座数を削減)
- 5 4年次の若手教員を対象にした区独自の研修を継続実施
- 6 研修指定校における研究テーマを、当該校の教育課題から区の教育課題へ転換
- 7 off-JT(通所研修)とOJTの橋渡しを目的に、指導主事による学校訪問を拡充

■ 令和2年度 区の教員研修の実施状況

| 令和2年度全研修講座数【年度当初計画数】 | 103講座 |
|----------------------|-------|
| 【改訂計画数】 | 85講座 |
| オンラインによる研修講座数 | 8講座 |
| 代替措置を行った研修数 | 6講座 |
| * DVD視聴とレポートによる研修 | |
| 通所による研修講座数 | 71講座 |

- 新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、年間で予定していた区の研修回を18%削減・精選し、工夫して実施
- 通所研修とオンラインによる研修を組み合わせ実施

■ 指導主事による学校・園訪問の状況

| | |
|-----------|-------|
| 令和元年度訪問回数 | 64回/月 |
| 令和2年度訪問回数 | 71回/月 |

- 定期的実施する「指導課訪問」の他、授業力に関する研修、学校・園が抱える課題等に指導・助言

◎ 令和3年度に向けて

- 1 国・都の研修と区の研修、校・園内研修との関連を一層図る。
- 2 オンラインによる研修の比率を全講座数の30%程度に高める。
- 3 教員の専門性(特別支援教育等)をより高める内容を検討する。
- 4 関係機関との連携を図り、専門性が高く、最新の実践のある外部講師を選任する。
- 5 管理職を育成する視点から、区内の管理職を研修講師に積極的に登用し、管理職の人材育成力を向上させる。

学校と教育委員会が一体となって人材育成する体制を強化する。

令和2年度 豊島区立幼稚園 小・中学校 研修事業体系 ()は研修回数

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|----------|----------|----------|--|
| <p>職種</p> | <p>教諭 養護教諭 栄養教諭</p> | <p>主任教諭 主任養護教諭</p> | <p>主幹教諭 主幹養護教諭</p> | <p>副校長</p> | <p>統括校長 校長 園長</p> | | | | |
| <p>管理職 研修</p> | <p>※定例校園長会(11) ※定例副校長会(5)</p> | | | <p>副校長研修(2)</p> | <p>校園長研修(2)</p> | | | | |
| <p>職層 研修</p> | <p>主任教諭 任用時研修(1)</p> <p>学校リーダー育成研修</p> | <p>新補・転補 主幹教諭研修(1)</p> | <p>・各幼稚園、小・中学校の学校運営 の中核を担う主幹教諭、主任教 諭等を対象とした研修</p> | | | | | | |
| <p>教務主任研修(5)</p> <p>生活指導主任研修(5)</p> <p>キャリア教育研修(進路指導主任研修)(2)</p> <p>保健主任研修(3)</p> <p>研究主任研修(3)</p> <p>能代市教員派遣授業改善研修(1)</p> | | | | | | | | | |
| <p>法定 研修等</p> | <p>若手教員育成研修</p> <table border="1"> <tr> <td>一年次研修</td> <td>二年次研修(都)</td> <td>三年次研修(都)</td> <td>四年次研修(区)</td> </tr> </table> <p>中堅教諭等資質向上研修</p> | | | | 一年次研修 | 二年次研修(都) | 三年次研修(都) | 四年次研修(区) | <p>・若手教員育成研修のうち、2・3 年次は都による研修、4年次は、 授業力向上を図るための区独自の 研修</p> |
| 一年次研修 | 二年次研修(都) | 三年次研修(都) | 四年次研修(区) | | | | | | |
| <p>教育 課題 研修</p> | <p>特別支援教育研修(3)</p> <p>道徳教育研修(2)</p> <p>幼児教育研修(1)</p> <p>少人数担当者連絡会(1)</p> <p>豊島区文化事業連絡会(1)</p> | <p>人権教育研修(2)</p> <p>「としまの教育」研修(2)</p> <p>学習情報センター活用研修(1)</p> <p>日本語指導担当者連絡会(1)</p> | <p>体育実技指導研修(3)</p> <p>プログラミング教育研修(1)</p> | <p>・幼稚園、小・中学校の教育課題を 担当する教員を対象とした研修 ・特別支援教育研修、人権教育研 修、体育実技指導研修は幼稚園も 対象 ・「指導課訪問」、「研究開発指定 校」、「ISSの取組」も該当校では研 修と位置付ける。</p> | | | | | |
| <p>選択 研修</p> | <p>外国語科・外国語活動研修(小1)</p> <p>教育相談研修(2)</p> <p>特別支援教育スキルアップ研修(1)</p> | | | | <p>・教育課題研修、選択研修は、「1年 次課題別研修」の対象となる。 ※ただし、少人数担当者、日本語指導担当者 連絡会は除く。</p> | | | | |

令和2年度 豊島区学校リーダー育成研修の構成について

令和2年12月16日
指 導 課

令和元年度までのねらい

- ①学校運営の中核を担う主任教諭、または今後、学校経営を担うことが期待される主任教諭に対し、学校経営に参画する意欲を喚起するとともに、学校マネジメント能力の向上を図り、教育管理職候補者の育成に資する。

対象者を限定

令和2年度からのねらい (①+②)

- ②受講対象者を主任教諭3年目に限定し、教育管理職候補者の育成について計画的に行うことにより、今後、学校経営を担うことが期待される主任教諭の確保と継続的な人材育成に資する。

* 令和元年度までのねらいに②を追加し、リーダーの育成に重点を置く

令和2年度 豊島区学校リーダー育成研修の構成について

令和元年度

学校リーダー育成研修

対象：学校による推薦（令和元年度0名）

内容：校外における研修8時間
校内における研修4時間

主任教諭研修

対象：区立小・中学校主任教諭（令和元年度170名）

内容：校外における研修1時間

（学校リーダー育成研修内1時間を選択して受講）

令和2年度

豊島区学校リーダー育成研修（都の学校マネジメント講座ⅠⅡに相当）

対象：主任教諭3年目の教員

内容（1）学校マネジメント講座Ⅰ（所属校の管理職による 講義4時間）

（2）学校マネジメント講座Ⅱ

①校外における講座2時間

②校内における選択講座6時間（主幹等からの講話、動画視聴、課題別研修受講）

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

〔平成20年6月10日
教育長決定〕

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教 育 長 決 定

改正 平成24年6月 4日

改正 平成25年6月27日

改正 平成27年4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。